

## 文化学園大学科目等履修生規程

### (目的)

第1条 文化学園大学（以下「本学」という。）学則第27条の規定に基づき、この規程を定める。

### (趣旨)

第2条 本学において所定の授業科目を履修し、単位を修得することを希望する者があるときは、当該授業科目の担当教員及び当該学科において適当と認め、本学学生の授業に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

### (入学資格)

第3条 科目等履修生は、大学2年次修了又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

### (入学出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に検定料18,000円を添えて提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は在学証明書・成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 勤務のある者は所属長の承認書
- (5) 健康診断書
- (6) 日本語能力証明書（外国人留学生のみ）
- (7) 経費支弁保証書（外国人留学生のみ）

2 外国人留学生は「外国人学生・外国人留学生規程」に基づく面接を行う。

### (入学許可)

第5条 科目等履修生の入学は、教授会において審査の上、学長が許可する。

### (納入学費)

第6条 履修を許可された者は、次の学費を所定の期日までに納入し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

入 学 金		76,000 円
講義科目（1単位）		30,000 円
演習実習科目	履修料（1単位）	30,000 円
	演習実習料（1単位）	20,000 円

### (在学期間・単位)

第7条 科目等履修生の在学期間は、6カ月又は1カ年とする。

2 講義科目の履修は最低2単位以上30単位以下とし、演習実習科目においては、最低2単位以上10単位以下とする。

3 通年科目の半期受講は不可とする。

(願書受付)

第8条 願書の受付期限は、原則として3月20日までとし、後期開講の科目についてのみ7月末日までとする。

(単位算定基準)

第9条 履修単位算定の基準は、原則として下記による。

講義	1時間15週	1単位
演習	1又は2時間15週	1単位
実験実習	2又は3時間15週	1単位

(単位修得)

第10条 1カ年継続の授業科目については、当該課程を修了した者でなければ単位修得を認めない。

(単位認定)

第11条 単位修得の認定は、担当教員の指定する試験又は報告、論文、作品等により担当教員の評価に基づき、教授会の承認を経て決定する。

(教員免許状の単位)

第12条 科目等履修生の修得した単位は、教育職員免許法施行規則第20条の規定により、認定された単位とすることができる。

(準用規程)

第13条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和47年9月1日から適用する。
- 2 他大学3年次以上に在学中の者については、その大学に開講されない科目についてのみ履修を許可することがある。(第3条)
- 3 学費の納入期間は、入学許可後10日以内とする。(第6条)
- 4 本学の卒業生及び継続科目等履修生の入学金は、不要とする。(第6条)
- 5 本学の授業時数の単位換算は、当分の間45分をもって1時間とする。(第9条)

## 附 則

第4条第2項の改正は、昭和52年4月1日から施行する。

## 附 則

第7条の改正は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成3年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成3年12月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成4年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成5年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成11年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)